

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の接種対象者について

背景

- 平成 22 年 7 月 第 11 回感染症分科会予防接種部会において、「肺炎球菌ポリサッカライドワクチン（成人用）に関するファクトシート」が報告された。
- 平成 23 年 3 月 第 6 回感染症分科会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会において、「肺炎球菌ポリサッカライドワクチン（成人用）作業チーム報告書」および「ワクチン評価に関する小委員会報告書」が報告された。
- 平成 26 年 5 月 第 9 回ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、「平成 31 年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する」とされている。
- 平成 26 年 10 月 高齢者の肺炎球菌感染症が定期の予防接種の B 類疾病に追加された。

平成 30 年度までの接種対象者

- 高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の対象者は以下のとおり。
 - 65 歳の者
 - 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 予防接種の特例
平成 30 年度までの経過措置として、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる日の属する年度にある者についても、定期の予防接種の対象者としている。

平成 31 年度以降の接種対象者の検討

- 平成 31 年度以降の定期接種の対象者については、経過措置対象者の接種状況や接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討することとされていることから、以下の方針で対象者の検討を行うこととしてはどうか。
 1. 平成 31 年度以降の定期接種の対象者について、技術的な観点から、ワクチン評価に関する小委員会において検討を行う。
 2. 同小委員会において検討を行うにあたり、国立感染症研究所に、改めて肺炎球菌ポリサッカライドワクチンに関するファクトシートを作成頂く。